

平成 30 年度
尼崎市自発的活動支援事業
【申請団体募集要項】



尼崎市健康福祉局
障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(課)

尼崎市自発的活動支援事業補助金

交付申請団体募集要項（平成30年度）

この事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、障害者等の家族又は地域住民等により行われる自発的な活動を支援するため、その活動を行う団体等に対して、補助金を交付する制度です。

1 補助事業の概要

(1) 補助対象者

自発的活動を行う下記のア～カ全ての条件を満たす団体が対象となります。

ア 市内に活動拠点があること

イ 社会福祉法人又は医療法人でないこと

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと

エ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと

オ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第14号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと

カ 団体が行う補助事業に対して、国、地方自治体その他公的機関から他制度による助成を受けていないこと

(2) 補助対象事業

事業の分野	事業内容
ピアサポート	障害者等及び障害者の家族が互いの悩みの共有又は情報交換のできる交流会活動を行う事業
災害対策	障害者等を含めた地域における災害対策活動を行う事業
孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立することがないように見守り活動を行う事業
社会活動支援	障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動又は障害者等に対する社会復帰活動を行う事業
ボランティア活動支援	障害者等に対するボランティアの養成又は活動を行う事業
理解促進啓発・研修	障害や障害者等に対する理解を深めるため、地域住民等へ啓発及び研修を行う事業
その他の支援	からに掲げる事業以外で、補助金の交付目的を達成するために有効な活動であると認めた事業

補助の対象になるかどうか疑義がある場合は、障害福祉政策担当（06-6489-6577）までお問い合わせください。

飲食や旅行を主な目的とする事業や、他の団体が主催する事業への単なる参加については、補助対象事業となりません。

(3) 補助対象経費

費目	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
謝礼金	・講師への謝礼 ・意思疎通支援者等への謝礼	・団体構成員への謝礼
交通費	・講師等の交通費 ・団体構成員が要請に応じて出向く際の交通費	・左記以外の団体構成員の交通費 ・定期券代
消耗品費	・事務用品、写真代等	・参加者への景品や記念品
食糧費	・補助事業の実施に使用する食材等の費用等	・団体構成員、事業参加者の飲食に係る経費
印刷費	・チラシ、ポスター、冊子等の印刷費	・団体の会報の印刷費
通信運搬費	・切手代、郵送・運送費等	・電話料金 ・ガソリン代
保険料	・ボランティア保険料等	
委託料	・会場、舞台、照明装置等の設営を専門業者に委託する際の費用等	
使用料	・会場使用料、機材レンタル料等	・視察、研修のみのバス借上料等
備品購入費	・補助事業の実施に使用する備品の購入・修繕費（補助金の4割以内）	・個人所有となる備品

補助の対象になるかどうか疑義がある場合は、障害福祉政策担当（06-6489-6577）までお問い合わせください。

団体運営に係る経費（事務員の人件費、家賃、光熱水費等）、施設整備費等は対象となりません。

(4) 補助金の交付額

ア 補助基準

補助金の交付は、一の団体につき1事業に限ることとし、当該団体による同一事業への交付は、最長3年とする。

イ 補助金額

補助金額は、一の事業につき5万円を上限とし、補助割合は補助対象経費の 10割以内とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

補助金の交付については、今年度の予算の範囲内が限度となるため、申請事業者が多数の場合は、補助金の交付額が減額、又は、不交付となる可能性もあります。

最長3年の交付をお約束するものではありません。複数年継続して補助金の交付を受ける場合も、毎年度の申請により審査を受けていただく必要があります。

(5) 交付条件

補助対象者は、補助事業を実施するに当たり、障害者等が参加しやすいものとなるよう努めていただきます。

2 募集期間

平成30年10月9日（火曜日）～平成30年10月31日（水曜日）午後5時（必着）まで。

3 申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（参考様式）
- ・事業収支予算書（参考様式）
- ・団体（構成員）名簿（参考様式）
- ・会則（ 定めている場合に限る）

事業収支予算書に記載する補助対象経費については、見積書及び見積根拠の提出が必要です。ただし、消耗品のみ商品1つあたりの価格が5,000円未満のものについては提出不要です。

審査にあたり必要がある場合には、他の書類等の追加提出をお願いすることがあります。また、申請内容について問合せ等を行うことがあります。

提出された書類等については返却せず、また原則として情報公開の対象となります。

4 申請方法

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」にある窓口にて、申請書類を持参いただき、申請してください。なお、郵送による受付は行っていません。

5 審査方法・審査基準

申請内容の審査等に当たっては、原則、申請のあった団体からプレゼンテーションによる説明を受け、「選定会議」において、以下の視点に基づき行います。

なお、申請状況等により、プレゼンテーションによる説明を書類による説明に変更する場合があります。

審査の視点	
公益性	・事業の目的、内容が地域の課題や市民のニーズをとらえているか。
公開性	・だれでも参加できるか。（特に障害者等が参加しやすいものか） ・事業を広報する手段がとられているか。
計画性	・事業計画、資金計画が具体的に立てられており、無理がないか。
効果性	・効率的、効果的な手法がとられているか。
発展性	・補助金により、事業の発展や自立、他の市民・団体への波及効果が期待できるか。

プレゼンテーションの日程及び当日のタイムスケジュールは、募集期間終了後に決定して通知します。

プレゼンテーションに欠席した場合は、申請を取り下げたものとみなします。

委員からの質問には、各申請団体から回答していただきます。

委員が上記「審査の視点」の5項目について4段階評価を行います。なお、合計点が一定の基準に満たない場合は、不採択とします。

交付可否については、後日、文書により通知いたします。

6 事業実績報告

事業完了後には、速やかに次の書類をそろえて提出してください（締切：平成 31 年 4 月 15 日）。また、「活動発表会」（平成 31 年 3 月実施予定）において、いくつかの団体に事業の成果を発表していただきます。

- ・補助事業実績報告書（様式第 6 号）
- ・事業実施報告書
- ・事業収支決算書及び補助金精算書
- ・領収書等（原則、原本とします）
- ・成果報告書（発表会用資料）
- ・その他参考資料（配布資料、チラシ、パンフレット、記録写真等）

事業実績の確認のため、必要がある場合には、他の書類等の提出をお願いすることがあります。

7 補助金の支払方法

(1) 「精算払」(原則) について

補助事業完了後に、補助金実績報告額を交付します。

(2) 「概算払」について

事業実施前に、交付決定額の範囲内で請求できます。

団体の事情により概算払を希望される場合は、補助金交付申請書（様式第 1 号）において、希望する理由を記載して申請してください。

最終的な補助金実績報告額（精算額）と概算払済額に差額が生じた場合は、差額分を返納していただきます。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 丁目 1 号（南館 2 階）

担当課 尼崎市役所 健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当

電話番号 06-6489-6577

受付時間 土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

予め、ご来庁の予定をお伺いさせていただきます。

以 上

スケジュール

事業実施期間（この期間内に開始・完了する事業）

平成30年10月1日～平成31年3月31日

平成30年 10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月
<p>【申請】 10月9日（火）～10月31日（水）午後5時（必着） 申請に必要な書類を障害福祉政策担当（南館2階）にご提出ください。</p>						
<p>【選定会議】 11月中旬（予定） 申請団体には、選定会議に先立ち、活動内容などをプレゼンテーションしていただきます。（日時・会場別途案内します） <u>申請状況等により、省略する場合がございます。</u></p>						
<p>【補助金交付決定】 11月中旬～下旬（予定） 選考後に速やかに申請団体へ通知します。申請団体は通知受理後、市へ請求します。（概算払希望者のみ）</p>						
<p>【補助金交付】 12月中旬～下旬（予定） <u>概算払希望者のみ</u>請求書に基づき申請団体へ交付します</p>						
<p>【活動発表会】 平成31年3月（予定） いくつかの団体から事業の成果を発表していただきます。（日時・会場別途案内します）</p>						
<p>【事業実績報告】 締切：平成31年4月15日まで 事業完了後、所定の様式で速やかに提出してください。</p>						
<p>【補助金の交付（精算）】 事業実績報告後、交付額（精算額）を確定し、申請団体は請求（精算）します。</p>						

(様式第1号)

補助金交付申請書

年 月 日

尼崎市 市長 様

申請者住所

団体名

代表者氏名

印

年度において、尼崎市自発的活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称

2 申請事業費の総額・補助金申請額

申請事業費の総額 円

補助金交付申請額 _____ 円

3 補助金の概算払について

希望する(下記に理由をご記入ください) 希望しない

(理由)

4 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体(構成員)名簿

誓約事項

尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

- 暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- 本誓約書及び役員名簿等を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

事業実施計画書

事業名		団体名	
分野	次のうち、いずれか1つの番号を○で囲むこと。 1 ピアサポート 2 災害対策 3 孤立防止活動支援 4 社会活動支援 5 ボランティア活動支援 6 理解促進啓発・研修 7 その他		
目的			
対象者			
内容			
周知方法			
実施場所			
実施時期回数	(時期)		(回数)
参加者数	総数 _____人 (複数回実施の場合：1回当たり平均 _____人) (内訳) ・ 障害者 _____人・割 (うち会員 _____人・割) ・ 家族 _____人・割 (うち会員 _____人・割) ・ その他地域住民等 _____人・割 (うち会員 _____人・割)		
事業の効果			
その他連絡事項			

事業収支予算書

事業・団体名

国、県、市などの公的機関から他制度による補助金等を受けません

(1) 収入 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要	
市補助金 交付申請額	(a)	自発的活動支援事業補助金 1,000円単位とします	
合 計	(b)	補助金割合 a/c (小数点第2位を四捨五入)	%

(2) 支出 (単位：円)

	科 目	金 額	内 訳
補助 対象 経費			
	計	(c)	
外補 経助 費対 象			
	計		
合 計		(d)	

注1) 市補助金(a)は補助対象経費(c)の10割以内(1,000円未満切捨)となります。

注2) (b) = (d)としてください。

注3) 領収書は事業実施後の書類に必要ですので保管しておいてください。

団体（構成員）名簿

団体名：

代表者：

所在地：〒

団体設立： 年 月

電話番号：

会 則：有（添付してください）・無

FAX 番号：

メールアドレス：

	氏 名	住 所	団体内の役割等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

・人数が多い場合は合計人数を記載の上、名簿には主たるメンバー 20 人の記入をお願いします。

・この名簿は当事業の目的以外に使用することはありません。 他 合計 _____ 人

(様式第1号)

補助金交付申請書

平成30年10月9日

尼崎市 市長 様

申請者住所 尼崎市東七松町1丁目23番1号

団体名 尼崎市 の会

代表者氏名 尼崎 花子 印

平成30年度において、尼崎市自発的活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称 手話について知ろう！

2 申請事業費の総額・補助金申請額

申請事業費の総額 49,700 円

補助金交付申請額 49,000 円

3 補助金の概算払について

 希望する(下記に理由をご記入ください) 希望しない

(理由)

当団体は財政基盤が弱く、主体事業を行うことに精一杯の状況である。安定した事業展開を図るためには、概算払が必要であるため。

4 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体(構成員)名簿

誓約事項

尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

- 暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- 本誓約書及び役員名簿等を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

事業実施計画書

事業名	手話について知ろう！	団体名	尼崎市の会
分野	次のうち、いずれか1つの番号を○で囲むこと。 1 ピアサポート 2 災害対策 3 孤立防止活動支援 4 社会活動支援 5 ボランティア活動支援 6 理解促進啓発・研修 7 その他		
目的	補助金を申請する事業についての計画を 記入して下さい(普段の団体の活動や補助 金を申請しない事業については記入しな いでください)。		
対象者			
内容			
周知方法			
実施場所			
実施時期回数	(時期)	(回数)	
参加者数	総数_____人(複数回実施の場合: 1回当たり平均_____人) (内訳)・障害者 _____人・割 (うち会員_____人・割) ・家族 _____人・割 (うち会員_____人・割) ・その他地域住民等 _____人・割 (うち会員_____人・割)		
事業の効果			
その他連絡事項			

にチェックを
入れてください

事業収支予算書

事業・団体名 **手話について知ろう！・尼崎市** の会

国、県、市などの公的機関から他制度による補助金等を受けません

(1) 収入 (単位：円)

区 分	金 額	摘 要
市補助金 交付申請額	49,000 (a)	自発的活動支援事業補助金 1,000円単位とします
団体会計から充当	5,000	
		100%以下
合 計	54,000 (b)	補助金割合 a/c (小数点第2位を四捨五入) 98.6%

(2) 支出 (単位：円)

科目	金 額	内 訳
補助 対象 経費	謝礼金	10,000 講師料@10,000×1(講演会) (大学 教授)
	交通費	2,000 講師交通費@1,000×2(往復分)
	会場使用料	5,700 会館@5700×1(午後利用1回分)
	消耗品費	12,000 ちらし用紙代@1,500×4 事務用品代 6,000
	印刷費	20,000 チラシ@10×2,000
計	49,700 (c)	
外補 経助 費対 象	食糧費	4,300 当日の構成員のお茶代@150×22、当日の講師弁 当@1,000×1
	計	4,300
合 計	54,000 (d)	

必ず単価・数等の内訳を記入して下さい。また、謝礼金・交通費は支払先も記入して下さい。食糧費(講師弁当代等)備品購入費の上限額にも注意して下さい。

注1) 市補助金(a)は補助対象経費(c)の10割以内(1,000円未満切捨)となります。

注2) (b)=(d)としてください。

注3) 領収書は事業実施後の書類に必要ですので保管しておいてください。

記入例

団体（構成員）名簿

団体名： 尼崎市 の会

代表者： 尼崎 花子

所在地： 〒 尼崎市 . . .

団体設立：平成 25 年 11 月

電話番号： 6489-6577

会 則： 有 (添付してください)・無

FAX 番号： 6489-6351

メールアドレス：

No.	氏 名	住 所	団体内の役割等
1	尼崎 花子	東七松町 1 丁目 23 番 1 号(6489-6577)	代表
2		南塚口町 - (6489-)	副代表
3			会計
4			広報係
5	・必要に応じて事務局から連絡をしますの で、代表者様を含む役員（役員が 3 名に満 たない場合は構成員のうち 3 名以上）の方 については、必ず連絡のとれる電話番号も 記入して下さい。		
6			
7			
8			
9			
10	.	.	
11	.	.	
12	.	.	
13	.	.	
14	.	.	
15	.	.	
16	.	.	
17	.	.	
18	.	.	
19	.	.	
20		東七松町 丁目	

・人数が多い場合は合計人数を記載の上、名簿には主たるメンバー 20 人の記入をお願いします。

・この名簿は当事業の目的以外に使用することはありません。 他 合計 人